

第1章 総則

○旅行業法の目的・旅行業等の定義

★★★

(目的)

第1条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

《法第1条に関する施行規則その他の命令》 なし

ポイント解説 (法第1条関連)

本条は、「旅行業法の目的」を定めた条文である。

1. 旅行業法の目的

法律の第1条には、多くの場合、その法律の目的規定がおかれている。旅行業法においては、①旅行業務に関する取引の公正の維持、②旅行の安全の確保、③旅行者の利便の増進の3つを目的として掲げ、それを実現するための手段として、④旅行業等を営む者について登録制度の実施、⑤旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保、⑥旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進を挙げ、第3条以降で具体的な内容が規定されている。

《法第1条(目的)で定められている6項目》

法の目的	目的を実現するための手段
①旅行業務に関する取引の公正の維持	④旅行業等を営む者について登録制度の実施
②旅行の安全の確保	⑤旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保
③旅行者の利便の増進	⑥旅行業等を営む者の組織する団体(※)の適正な活動の促進

※「旅行業等を営む者が組織する団体」とは、旅行業協会のことである。

2. 本条からの旅行業務取扱管理者試験出題傾向

法第1条(目的)に定められているものか否かを問う設問が、毎年1問出題される。したがって、ポイント解説の表の6つの項目を正確に覚えること。

また、以下は、定められていないものとして出題されたことがあるものの例示である。

- 旅行業等を営む者を通じた国際親善と文化交流の促進
- 旅行業等を営む者を通じた訪日外国人旅行者の誘致と観光立国の推進
- 旅行業等を営む者を通じた訪日外国人旅行の誘致と国際交流の促進
- 旅行業等を営む者の公正な競争の確保
- 旅行業等を営む者の組織する団体の自由な活動の促進

- 旅行業等を営む者についての認可制度の実施
- 旅行業等を営む者の利便の増進
- 旅行業務を営む者による国際親善の促進
- 国民経済の発展と国民生活の向上
- 地域経済の活性化及び雇用機会の増大
- 旅行者の利益の確保
- 旅行業務に関する需要の拡大
- 旅行業等を営む者の適正な利潤の確保
- 旅行を通じた地方創生と国民経済の発展
- 旅行者への旅行に関する啓蒙
- 国民の余暇活動の活性化
- 旅行者に対する接遇の向上
- 旅行業等を営む者の健全な発展

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.24「問題1」

★★★

(定義)

第2条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業(専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。)をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (2) 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という。)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- (6) 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (7) 第(3)号から第(5)号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (8) 第(1)号及び第(3)号から第(5)号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- (9) 旅行に関する相談に応ずる行為

2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第(1)号から第(8)号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第1項各号に掲げる行為(第14条の

- 2 第1項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為及び第34条第1項の規定により行う第6項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。
- 4 この法律で「企画旅行契約」とは、第1項第(1)号、第(2)号及び第(8)号(同項第(1)号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。
- 5 この法律で「手配旅行契約」とは、第1項第(3)号、第(4)号、第(6)号(同項第(3)号及び第(4)号に係る部分に限る。)、第(7)号(同項第(3)号及び第(4)号に係る部分に限る。))及び第(8)号(同項第(3)号及び第(4)号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。
- 6 この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を行う者を含む。)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を行う事業をいう。
- 7 この法律で、「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。

《法第2条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(法第2条第6項の国土交通省令で定める行為) = 法第2条第6項関連

★★ **規則第1条** 旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第2条第6項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (2) 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス(通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第2条第1項に規定する通訳案内(報酬を得ずに行うもの及び同項に規定する全国通訳案内士又は同条第2項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。))及び輸出物品販売場(消費税法(昭和63年法律第108号)第8条第7項に規定する輸出物品販売場をいう。)における物品の譲渡を除く。)の提供について、当該運送等関連サービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

参考 通訳案内士法第2条

(業務)

第2条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第54条第2項第(1)号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

参考 消費税法第8条第7項

(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)

第8条第7項 第1項から第4項までに規定する輸出物品販売場とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(次条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)の経営する販売場であって、免税購入対象者に対し第1項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

(1)現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。

(2)次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

ポイント解説 (法第2条関連)

本条は、「旅行業」「旅行業者代理業」「旅行サービス手配業」「旅行業務」「旅行サービス手配業務」などの旅行業法の各条文に登場する主な用語を定義した条文である。

1. 旅行業の3要件

「旅行業」とは、(1)報酬を得て、(2)一定の行為を行う (3)事業をいう。

(1)報酬性

- ①事業者が一定の行為(法第2条第1項各号に掲げる行為)を行うことにより、経済的収入を得ていれば報酬となる。
- ②旅行者からの依頼により無料で宿泊の手配を行い、後で宿泊施設からキックバックを受けている場合など、行為と収入の間には直接的な対価関係がなくとも相当の関係があれば報酬となる。

(2)一定の行為

法第2条第1項第1号～第9号に規定するものをいう。

①第1号の行為

旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ(募集型企画旅行)、又は旅行者の依頼により(受注型企画旅行)作成し、その計画に沿った運送又は宿泊サービス(以下、「運送等サービス」という。)を旅行者に確実に提供するために、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で同サービスを提供する契約を締結する行為

②第2号の行為

第1号の行為に付随して、運送及び宿泊サービス以外の旅行に関するサービス(以下、「運送等関連サービス」※という。)を旅行者に確実に提供するために、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で同サービスを提供する契約を締結する行為

※「運送等関連サービス」：劇場・遊園地・博物館・ゴルフ場・レストランなどのこと。

③第3号、第4号の行為

旅行者からの委託を受けて運送等サービスを提供する者との間で代理して運送・宿泊契約を締結したり、契約の締結について媒介、取次ぎ(P.22 **参考**)を参照)をする行為(第3号)、又は運送等サービスを提供する者の委託を受けて、旅行者との間で代理して契約を締結したり、契約の締結について、媒介する行為(第4号)

④第5号の行為

他人の経営する運送機関又は宿泊施設を下請業者的に利用して、旅行者に(自らの責任に

において)運送等サービスを提供する行為。この行為は、運送等サービスを提供する者になりかわって、彼らを利用して自ら運送等サービスを提供する行為であることから、法整備が必要であり、現在までのところ、まだこのような取引形態は存在しない。(ただし、国家試験には出題されることがある。)

⑤第6号、第7号の行為

第3号、第4号、第5号の行為に付随して、旅行者からの委託を受けて運送等関連サービスを提供する者との間で代理して運送・宿泊契約を締結したり、契約の締結について媒介、取次ぎをする行為(第6号)、又は運送等関連サービスを提供する者の委託を受けて、旅行者との間で代理して契約を締結したり、契約の締結について、媒介する行為(第7号)

以上の行為のなかで、①②は、企画旅行に該当する行為、③⑤は、手配旅行に該当する行為である。企画旅行においては、「自己の計算において」とあるように、自らが運送・宿泊機関やその他のサービス提供機関から仕入れた旅行サービスに利益を上乗せし、値付けして旅行者に販売できる。一方、手配旅行においては、自らは値付けすることはできない。旅行サービス提供機関が定めた価格で旅行者に販売する。なお、手配旅行においては、別途、旅行業務の取扱いの料金(P74参照)を収受することができる。

⑥第8号の行為

第1号、第3号、第4号、第5号の行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為。(標準旅行業約款でいうところの渡航手続代行契約)

⑦第9号の行為

旅行に関する相談に応ずる行為(標準旅行業約款でいうところの旅行相談契約を締結する行為)

(3)事業性

旅行業法上の「事業」に該当するかは、個別の事例ごとに「営利性」「募集の不特定多数性」「反復継続性」の3つの要件を総合的に考慮して判断される。

①営利性

営利性の有無については、一定の行為に対する報酬がどのように設定されているかで判断する。例えば、何らかの報酬を受け取っているとしても取り扱う全ての旅行商品について利益がでない旅行代金の設定となっていれば、営利性がないと判断されるので原則として「事業性」はないといえる。

②募集の不特定多数性

一定の行為を受けるよう勧誘する対象者の範囲が不特定多数に対して行われていると「事業性」があるとみなされる。

③反復継続性

日常的に反復継続して実施されるものであるかどうかで判断される。例えば、旅行の手配を行う旨の宣伝・広告が日常的に行われている場合や、店舗を構えて旅行業務を行う旨の看板を掲げているような場合は「反復継続性」があるとみなされる。

2. 旅行業者代理業

「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため第1項第1号から第8号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。なお、第9号の旅行に関する相談に応ずる行為は旅行業者代理業の定義から除かれているので、登録しても旅行相談業務を行うことはできない。

3. 旅行業又は旅行業者代理業の登録の要否の判別ポイント

国家試験では、旅行業の3要件のうち「報酬を得て」、「事業として行う」2つの要件は満たしていることを前提に、選択肢の記述の「行為」が旅行業又は旅行業者代理業の登録を必要とする行為に該当するか否かを問う問題が出題される。以下にその判別ポイントを解説する。

(1) 旅行業又は旅行業者代理業の登録を要する行為

基本的旅行業務と付随的旅行業務

運送等サービス(運送又は宿泊サービス)の提供について行う第1号、第3号～第5号の行為を**基本的旅行業務**という。この基本的旅行業務に付随して、運送等関連サービス(運送又は宿泊以外のサービス)について行う第2号、第6号～第8号の行為を**付随的旅行業務**という。

基本的旅行業務を事業として行う場合は、旅行業又は旅行業者代理業の登録を要する。

また、基本的旅行業務に付随して、付随的旅行業務を事業として行う場合も登録を要する。

《旅行業又は旅行業者代理業の登録を要する行為》

基本的旅行業務	① 自己の計算における、 <u>運送等サービス提供契約の締結行為</u> (第1号) ② <u>運送等サービス</u> に関する代理・媒介・取次・利用行為(第3～5号)
付随的旅行業務	③ ①に付随して、自己の計算における <u>運送等関連サービス提供契約の締結行為</u> (第2号) ④ ②に付随して、 <u>運送等関連サービス</u> に関する代理・媒介・取次をする行為(第6・7号) ⑤ 基本的旅行業務に付随して、渡航手続の代行その他旅行者の便宜となるサービス(添乗業務など)を提供する行為(第8号) ※ただし、単独で付随的旅行業務のみを行う場合は、登録不要
旅行相談業務	⑥ 旅行に関する相談に応じる業務(第9号)

(2) 旅行業又は旅行業者代理業の登録を要しない行為

次の行為は、報酬を得て事業として行っても旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けなくてもよい。

① **運送事業者の代理人として、乗車船券や航空券等を発券し、これらのみを旅行者に提供する行為は、旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので、登録を受けなくてもよい。**(第1項カッコ書き)

例：航空会社、バス会社や船会社の代理店として、航空券、乗車船券のみを旅行者に販売する行為

② **基本的旅行業務に付随せず、単に付随的旅行業務のみ行う場合は旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けなくてもよい。**

例：コンビニエンスストアがコンサートやスポーツ観戦のチケットを販売する行為など

③ **直接旅行者と契約関係が発生しないもののうち、派遣会社が旅行者からの依頼により添乗員を派遣する行為、査証の取得代行を旅行者から引き受ける行為などの場合は、旅行業又は旅行業者代理業に該当しないので、どちらの登録も受けなくてもよい。**

④ **運送・宿泊業者が単に自らの旅行サービスのみを旅行者に提供する行為(旅館、ホテルがインターネットを利用して自らの宿泊サービスを販売する行為、バス会社が自らのバスを利用して日帰り旅行を実施する行為など)**

4. 旅行サービス手配業

(1)「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を行う者を含む。)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業をいう。

(2)「旅行サービス手配業」の例外

以下の行為は旅行サービス手配業に該当しない。

①旅行者に対する本邦外(海外旅行)における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(規則第1条第1号)

②旅行者に対する本邦内における運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

ただし、「無報酬で通訳案内する者及び通訳案内士法で規定する通訳案内士(=全国通訳案内士・地域通訳案内士)」以外の通訳案内及び免税手続を行う土産品店を手配する行為は、旅行サービス手配業に該当する。(規則第1条第2号)

《旅行サービス手配業の登録要否の判断ポイント》

手配の範囲	手配の内容	登録要否
①	本邦外 運送等サービスの手配	×
	本邦外 運送等関連サービスの手配	×
②	本邦内 運送等サービスの手配	○
	本邦内 運送等関連サービス	
	i. レストラン・劇場・遊園地・ゴルフ場等の手配	×
	ii. 無報酬の通訳案内、通訳案内士法で規定する通訳案内士の手配	×
	iii. 通訳案内士を除く有償の通訳案内及び免税店の手配	○

5. 「旅行業務」とは、旅行業者が取り扱う第1項各号に掲げる行為(P.18ポイント解説1.(2)①~⑦)、法第14条の2の規定による受託契約での募集型企画旅行の代理販売行為(P.117)及び法第34条第1項の規定(P.144)により行う旅行サービス手配業務又は旅行業者代理業者が取り扱う第1項第1号~第8号までに掲げる行為(P.18ポイント解説1.(2)①~⑥)をいう。

6. 「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う第6項に規定する行為をいう。(P.21ポイント解説4.)

7. 「企画旅行契約」とは、旅行業者が旅行に関する計画を(①旅行者の募集のためにあらかじめ=募集型企画旅行、②旅行者の依頼により=受注型企画旅行)作成し、自己の計算において旅行サービスの提供に係る契約を締結する旅行業務(P.20の基本的旅行業務①、付随的旅行業務③及び必要に応じて付随的旅行業務⑤)の取扱いに関し、旅行業者が旅行者と締結する契約をいう。

8. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、他人の計算において旅行サービスの

提供を受けることができるよう手配すること(P.20の基本的旅行業務②、付随的旅行業務④及び必要に応じて付随的旅行業務⑤)を引き受けることを旅行業者が旅行者と締結する契約をいう。

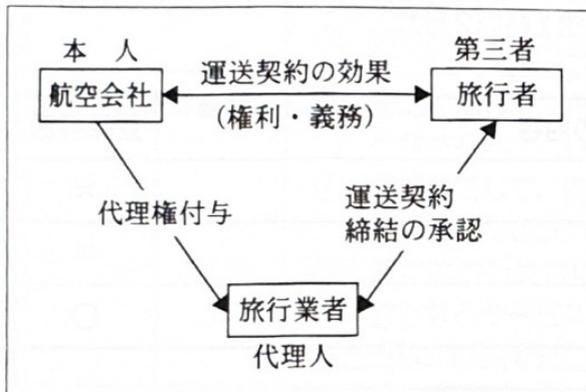
9. 本条からの出題傾向：旅行業等の登録を要する行為か登録を要しない行為かを問う設問がほとんどである。したがって、「旅行業」「旅行業者代理業」「旅行サービス手配業」「旅行業務」「旅行サービス手配業務」の定義に該当する行為とそれに該当しない行為とを正確に判別する必要がある。

10. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.24～25「問題2」

参考

《旅行取引における代理、媒介、取次ぎ、利用の意味》

●「代理」とは

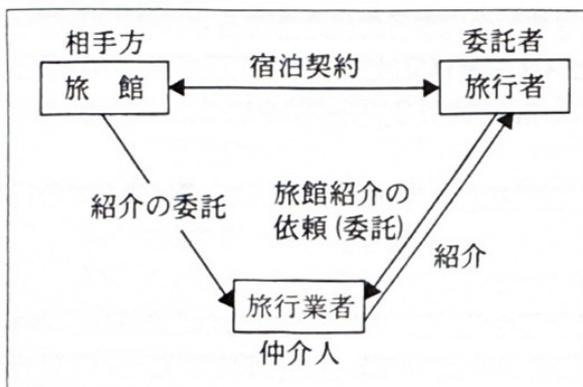


- ①旅行業者が航空会社(本人)から、「運送契約締結」の代理権を付与されていることがポイント。「航空代理店」の性格を持つ代理人になる(乗車船券の代売も同じ)。
- ②この代理権にもとづいて、旅行業者は第三者(旅行者)との間で契約を結ぶ(申込みを受け、予約し、発券し、販売する)行為を行う。
- ③本人(航空会社)に代わって契約を締結するのであり、航空会社と旅行者が運送契約の当事者となり、旅行業者は、代理人として「善管注意義務」を負うものの、運送上の事故等の責任は負わない。

(注)「善管注意義務」

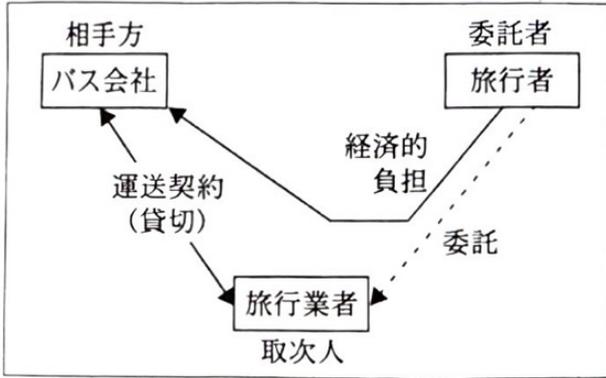
「善良な管理者の注意」、つまり、その人の職業や社会的地位等から考えて当然なすべきだと考えられる注意義務のこと

●「媒介」とは



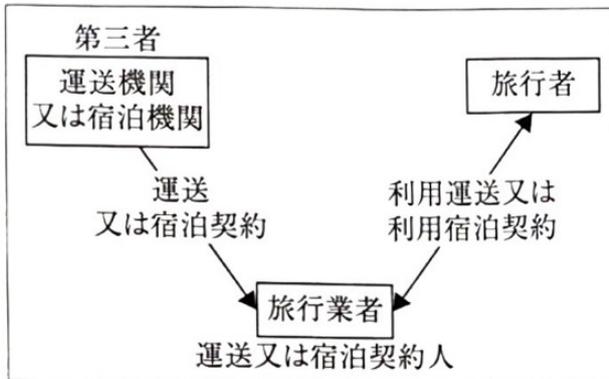
- ①「媒介」とは、他人間の法律行為の成立(左図の宿泊契約の締結)に尽力する行為(商法543条「仲立人」の行う行為)。
- ②旅行業者は、委託者である旅行者に対して「善管注意義務」を負っているが、相手方(紹介先である旅館)との間に立って仲介をただで契約の当事者にはならない。
- ③媒介をしたときは、(宿泊)契約の当事者双方(旅行者と旅館)から報酬を得ることができる。

●「取次ぎ」とは



- ①「他人(旅行者)の依頼を受け、他人(旅行者)の経済的負担において、自己の名(旅行業者)をもって相手方(貸切バス会社)と契約(送約)を締結する等の行為」をいう。
- ②旅行業者は委託者(旅行者)に対して善管注意義務を負い、相手方(バス会社)に対しては送約の当事者として権利義務を有する(しかし、経済的負担を旅行者が負うことから、送約の実質上の利益は旅行者が享受する)。
- ③「取次ぎ」は、取次人が自ら行為をなす点において「媒介」と異なり、自己の名をもって他人のための行為をなす点において「代理」と異なる。

●「利用」とは



- ①「他人の経営する送約機関又は宿約施設を利用して、旅行者を運搬したり、宿泊させること」をいう。
- ②旅行業者が、旅行者と「利用送約(宿約)契約」を締結し、その契約の履行の手段として、送約(宿約)事業者と送約(宿約)契約を締結する(自己の引き受けた送約又は宿約債務を履行するため、他人の経営する送約機関や宿約施設を下請けとして利用する)。

(注)利用送約又は利用宿約は自ら送約又は宿約債務を負う(請負をする)契約であり、また送約事業法との関連もあって、法整備も必要であることから、現時点では、旅行取引にこの形態はない。

務を負う(請負をする)契約であり、また送約事業法との関連もあって、法整備も必要であることから、現時点では、旅行取引にこの形態はない。

(解答はP.184)

【問題1】次の記述のうち、旅行業法第1条(目的)に定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。

1. 旅行者の利便の増進
2. 旅行者の需要の増大
3. 旅行業等を営む者を通じた訪日外国人旅行者の誘致と観光立国の推進
4. 旅行業等を営む者の認可制度の実施
5. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保
6. 旅行業等を営む者の登録制度の実施
7. 旅行の安全の確保
8. 旅行業等を営む者の適正な利潤の確保
9. 旅行業等を営む者の公正な競争の維持
10. 旅行業等を営む者の利便の増進
11. 旅行業務に関する取引の公正の維持
12. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進
13. 旅行業等の健全な発展

【問題2】次の問に答えなさい。

1. 次の行為を報酬を得て事業として行う場合に、旅行業又は旅行業者代理業の登録が必要なものに○印を、必要でないものに×印をつけなさい。
 - (1)航空会社を代理して、航空券のみを販売する行為
 - (2)旅行業者から依頼を受けて、旅行者が必要とする査証の取得手続を代行する行為
 - (3)旅行者から依頼を受けて、海外のホテル手配に付随して旅行者が必要とする査証の取得手続を代行する行為
 - (4)バス会社が、自ら所有するバスと他人の経営する宿泊施設をセットにしたツアーを旅行者に販売する行為
 - (5)コンビニエンスストアが、観戦チケットや劇場及び博覧会などの入場券のみを販売する行為
 - (6)観光協会が旅行者の依頼を受けて、他人の経営する宿泊施設を予約する行為
 - (7)旅行に関する相談に応ずる行為
 - (8)観光タクシー会社が、自ら所有するタクシーを使い、日帰り旅行を実施する行為
 - (9)航空会社が、系列会社である旅行業者の募集型企画旅行商品の代理販売をする行為
 - (10)ホテル事業者が、自ら経営するホテルの宿泊プランを、インターネットを使用して販売する行為
 - (11)結婚式場が、挙式と海外への新婚旅行をセットして申し込みを受け付け、挙式費用と旅行代金を一括して收受する行為
 - (12)旅館が、ゴルフ場と連携して、宿泊代金にゴルフ場代金を含んだ宿泊パックを企画して販売する行為
 - (13)観光案内所が、旅行者の依頼により旅行者に無料で旅館を手配し、これによる割戻しを旅館から受ける行為

- (14) イベント事業者が、イベントの入場券と他人が経営する貸切バスによる空港と会場間の送迎サービスをセットにした商品を旅行者に販売する行為
- (15) 人材派遣会社が、旅行者からの依頼を受け、企画旅行に同行して旅程管理業務を行う主任の者を派遣する行為
2. 次の行為を報酬を得て事業として行う場合に旅行サービス手配業の登録が必要なものに○印を、必要でないものに×印をつけなさい。いずれも旅行業の登録を受けていないものとする。
- (1) 国内外の旅行者から依頼を受けて、旅行者のために国内のホテルの手配を代行する行為
- (2) 国内の旅行者から依頼を受けて、旅行者のために海外のホテルの手配を行う行為
- (3) 国内外の旅行者から依頼を受けて、国内のレストランの手配のみを代行して行う行為
- (4) 国外の旅行者から依頼を受けて、訪日外国人旅行者を国内の免税店に案内する手配を行う行為
- (5) 国外の旅行者から依頼を受けて、全国通訳案内士又は地域通訳案内士を手配する行為